

第58号議案 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、区の基準を定める条例の一部改正を行う。

2. 改正内容

- ① 保育士以外が家庭的保育者となるための要件に係る欠格事由について、「成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第37号)により改正された児童福祉法の号ずれに対応する。
- ② 保護者の疾患や障害により養育が困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育事業の実施について省令により明確化されたことを受け、条例上も同様に明確化する。

3. 改正案

別紙「新旧対照表」のとおり

4. 施行日

公布の日

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>○品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例 平成26年7月11日 条例第24号</p> <p>改正 平成26年11月25日条例第40号 平成28年10月25日条例第46号 平成30年11月22日条例第42号 令和 年 月 日条例 号</p> <p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 ～ 第23条 (略)</p> <p>(職員) 第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者は、区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士または規則で定める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2) 法第18条の5各号および法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>第25条 ～ 第37条 (略)</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業 (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認めら</p>	<p>○品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例 平成26年7月11日 条例第24号</p> <p>改正 平成26年11月25日条例第40号 平成28年10月25日条例第46号 平成30年11月22日条例第42号</p> <p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 ～ 第23条 (略)</p> <p>(職員) 第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者は、区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士または規則で定める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2) 法第18条の5各号および法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>第25条 ～ 第37条 (略)</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業 (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認めら</p>

新	旧
<p>れる乳幼児に対する保育</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項または第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>(3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間および深夜の勤務に従事する場合または保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度および家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区が認める乳幼児に対する保育</p> <p>第39条～ （略）</p>	<p>れる乳幼児に対する保育</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項または第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>(3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間および深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度および家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区が認める乳幼児に対する保育</p> <p>第39条～ （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。